

議 事 録

会 議 名	平成26年 第4回 寒川町農業委員会 定例総会		
開催日時	平成26年4月23日(水)午後1時30分から	開催形態	公 開
開催場所	寒川町役場 3階議会第1会議室		
出席委員	会長：8番 金子保男      会長職務代理：6番 脇 文亮 委員：1番 栗田 務      2番 石塚雄司 3番 楠谷 稔      4番 石黒 明 5番 藤井 彰      7番 木村長茂      合計8名		
欠席委員	なし		
農業委員会事務局	事務局長：畑村正樹      主査：中野秀      主任主事：原田智香		
議 事	日程 第1 農地法第3条の規定による許可申請について 日程 第2 非農地証明願について 日程 第3 農地造成施工承認願について 日程 第4 農業経営基盤強化促進法に伴う利用権の設定について 日程 第5 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 日程 第6 農地法第4条・第5条の規定に基づく許可不要に準ずる届出について 日程 第7 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について 日程 第8 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について		
会議の概要	<p>会 長：ただ今から、平成26年第4回定例総会を開会いたします。 出席委員は8名全員ですので、総会は成立しております。 本日の議事録署名人に、5番藤井委員と6番脇委員を指名いたします。</p> <p>会 長：それでは、総会次第の日程により議事を進めさせていただきます。 初めに、日程第1、農地法第3条の規定による許可申請について、議案番号63号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p> <p>事務局：(議案番号63号を朗読) 申請農地は、位置図にあるとおり倉見の農業振興地域の農用地以外の農地です。当案件は、譲受人が高齢のため管理困難との理由による売買です。譲受人の耕作状況につきましては、常時、世帯で農業に従事しており、トラクター、ボブキャット、コンバイン、耕耘機等の大型機械を所有し、水稻の他、里芋、ネギ等各種野菜を栽培し、所有する農地をすべて効率的に耕作しております。自宅から申請地までの通作距離は約10kmで車で20分程かかります。また、当該申請地を含め、耕作する農地の面積は寒川町農業委員会が定める下限面積である30アールを超えており、今回の権利の設定による周辺農地への影響はないと思われます。以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しませんので、許可条件の全てを満たしていると考えられます。</p> <p>会 長：続いて、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>1 番：説明のありましたとおり、以前は温室で自家用野菜を作付けしていましたが、耕作しきれず遊休農地となっていました。今後、適正に耕作されると思われますので問題は無いと思います。</p> <p>会 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。当案件について発言のある方は挙手願います。</p> <p>(特になし)</p> <p>会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号63号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>		

(全員挙手)

会 長：では全員賛成ですので、議案番号63号は原案のとおり許可書を交付することに決定いたします。次に議案番号64号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号64号を朗読)

申請農地は、位置図にあるとおり田端の農業振興地域の農用地以外の農地です。譲受人の耕作状況につきましては、世帯で農業に従事しており、トラクター、ハーベスター、耕耘機等の大型機械を所有し、水稻の他、さつまいも、大根等野菜を栽培しております。所有する農地について現地確認したところ、効率的に耕作されております。自宅から申請地までの通作距離は150メートル程です。また、当該申請地を含め、耕作する農地の面積は寒川町農業委員会が定める下限面積である30アールを超えており、今回の権利の設定による周辺農地への影響はないと思われます。以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しませんので、許可条件の全てを満たしていると考えられます。

会 長：続いて、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

3 番：以前より譲受人が田を一緒に耕作しており、今後も適正に耕作されると思われます。

会 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。当案件について発言のある方は挙手願います。

(特になし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号64号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長：では全員賛成ですので、議案番号64号は原案のとおり許可書を交付することに決定いたします。続いて日程第2、非農地照明願、議案番号65号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号65号を朗読)

当案件は、位置図にありますとおり倉見の農業振興地域の農用地以外にある車両置場で、昭和61年9月から、申請者の父と業者との間で中古車販売用地として賃貸借契約を結んでおり、その後、平成4年2月に696-1、697-1の東側部分については、別の業者が譲受人となる5条の転用許可がされています。なお、立地基準は、市街化区域に隣接していることから第3種農地にあたります。

会 長：続いて、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

3 番：現地は簡易舗装され、完全な非農地です。

会 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。当案件について発言のある方は挙手願います。

(特になし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号65号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長：では全員賛成ですので、議案番号65号は原案のとおり非農地証明書を交付することに決定いたします。次に日程第3、農地造成工事施工承認願について、議案番号66号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号66号を朗読)

当該地は位置図にありますとおり、倉見の農業振興地域の農用地以外の農地で、盛り土造成を行い、露地野菜の栽培を行う予定です。

会 長：続いて、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

1 番：畑として耕作されるとのことですので、問題ないと思われま  
会 長：ありがとうございます。これより質疑に入ります。当案件について発言の  
ある方は挙手願います。  
(全員挙手)  
会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号66号について、  
原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。  
(全員挙手)  
会 長：では全員賛成ですので、議案番号66号は原案のとおり許可書を交付する  
ことに決定いたします。次に日程第4、農業経営基盤強化促進法に伴う利  
用権の設定の申し出について、議案番号67号、68号、69号、70号  
について、借り手が同一であることから一括して上程いたします。事務局  
より議案の朗読と説明をお願いします。  
事務局：(議案番号67号～71号を朗読)  
議案番号67は位置図にありますとおり田端の農業振興地域の農用地で現  
況は田です。議案番号68号は一之宮九丁目の農業振興地域外の市街化調  
整区域の農地で現況は田です。議案番号69号、70号は同じく一之宮九  
丁目ですが農用地区域の農用地で現況は田、議案番号71号は田端の農業  
振興区域の農用地以外の農地で田です。借り手は付近に所有する田を耕作  
しており、また、既に町内の4箇所で開催設定により耕作の実績があり  
ます。家族4人で耕作しておりトラクター、ハンマーナイフ等大型機械も  
多数所有しております。  
会 長：続いて、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。  
2 番：借り手は実績も多く、問題ないと思われま  
3 番：以前は他の方が耕作していた土地ですが、耕作従事者の死亡により今回新  
たに利用権の設定がされたもので問題はないと思われま  
会 長：ありがとうございます。これより質疑に入ります。当案件について発言の  
ある方は挙手願います。  
6 番：世帯の耕作日数について内訳は。  
事務局：耕作者4人で、男2人と女1人が150日以上、女1人が100日以上で  
す。  
会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号67号、68号  
69号、70号、71号について、原案のとおり決定することに賛成の方  
は挙手をお願いします。  
(全員挙手)  
会 長：では全員賛成ですので、議案番号67号、68号、69号、70号、71  
号は原案のとおり決定通知書を寒川町長に送付することを決定いたしま  
す。続いて日程第5、農地法3条の3第1項の規定による届け出について、  
報告番号138号、日程第6、農地法第4条・第5条の規定に基づく許可  
不要に準ずる届出について、報告番号139号、日程第7、農地法4条第  
1項第7号の規定による転用届出について、報告番号140号から144  
号の5件、日程第8、農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に  
ついて、報告番号145号から147号の3件を一括して事務局より報告  
事項の朗読と説明をお願いします。  
事務局：(報告番号138～147号を朗読)  
いずれも添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、  
書類を受理いたしました。  
会 長：ただいまの報告について発言のある方は挙手願います。  
(特になし)  
会 長：よろしいでしょうか。発言が無いようですので、届け出の報告事項につい  
ては了承されたこととします。

	最後にその他審議事項はありますでしょうか。 (特になし)  会 長：では、以上をもって、平成26年第4回寒川町農業委員会定例総会を閉会いたします。
資 料	1. 平成26年第4回定例総会議案及び位置図

議事録署名人(5番) 藤井 彰                      議事録署名人(6番) 脇 文亮

本議事録は、平成26年 5月26日、承認・署名を得て確定しました。